

外国法事務弁護士が社員となり，外国法 に関する法律事務のみを取扱い業務と する法人制度の在り方について

～論点整理とその考え方～

外国弁護士制度研究会幹事

平成20年11月7日

■論点 1 法人の業務範囲の在り方（1）

法人の業務範囲について、社員である個々の外国法事務弁護士の業務範囲との関連性をどのように考えるか。

問題の所在

外国法事務弁護士は、原資格国法及び指定法に関する法律事務を取り扱うことができるほか（外弁法第3条第1項、第5条第1項）、指定法以外の特定外国法（以下「第三国法」という。）に関する法律事務についても、当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることにより、自らの業務として取り扱うことが許されている（外弁法第5条の2第1項）。

このように、外国法事務弁護士が無条件に取り扱うことのできる法律事務の範囲は、個々の外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法によって異なることとなる。

そこで、外国法事務弁護士のみが社員となる法人の業務範囲について、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法との関係でどのように考えるべきかが問題となる。【配布資料 A、B 参照】

考え方

法人の業務範囲については、次のような考え方があるが、どのように考えるべきか。

○A 案（限定説）

社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務に限定すべきであるとの考え方

（理由）

法人業務の適正な遂行を確保する観点からは、法人の業務範囲を社員である外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務に限定し、当該社員に業務を遂行させることが望ましい。

○B案（非限定説）

社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず，外国法に関する法律事務全般を取扱い業務としたうえ，社員である外国法事務弁護士にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務については，法人に対し，当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じるべきであるとの考え方

（理由）

① 我が国の社会経済の国際化が一層進展したことに伴い，受任案件に適用され，又は適用されるべき法も益々複雑多様化している現状にかんがみると，依頼者のニーズに的確に対応するためには，法人の業務範囲を社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務に限定することなく，ひろく外国法に関する法律事務全般を取扱い業務とする必要がある。

② A案のように，法人の業務範囲を社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務に限定すると，外国法事務弁護士は，個人として活動する場合には，第三国法に関する法律事務についても，当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることにより，「自らの業務」として取り扱うことができるのに（外弁法第5条の2第1項），法人を設立して社員として法人業務を遂行する場合には，当該第三国法に関する法律事務を一切取り扱えないこととなってしまう，不合理である。

また，このような考え方に立つと，複雑多様化する依頼者のニーズに的確に対応するためには，外部の有資格者との協働・提携によるほかなくなってしまう，外国法事務弁護士が一定の条件のもとに第三国法に関する法律事務の取扱いを許容した趣旨が活かされないこととなるのみならず，共同化，専門化，総合化等を促進し，その基盤を拡大・強化してサービスの質を向上させ，複雑多様化する渉外的法律サービスへの的確な対応を可能にするという法人制度導入の意義が損なわれてしまう。

さらに，社員が変動するたびに法人が取り扱える法律事務の範囲も変動することとなってしまう，かえって，法人の地位が著しく不安定となり，ひいては依頼者に不測の損害を与えるおそれがある。

- ③ B案を採用する場合であっても、社員である外国法事務弁護士にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務については、法人に対し、当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じることにより、法人業務の適正な遂行を確保することが可能である。

《参照条文》

○弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（設立等）

第三十条の二 弁護士は、この章の定めるところにより、第三条に規定する業務を行うことを目的とする法人（以下「弁護士法人」という。）を設立することができる。

2 略

（業務の範囲）

第三十条の五 弁護士法人は、第三条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

（社員の資格）

第三十条の四 弁護士法人の社員は、弁護士でなければならない。

2 略

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号）

（職務）

第三条 外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

一～六 略

2 略

（職務外の法律事務の取扱いの禁止）

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

(指定法に関する法律事務)

第五条 外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十六条第一項の規定による指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

2 略

(指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務)

第五条の二 外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務（当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下この条及び第六十三条第四号において「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

一 当該特定外国法に係る特定外国における外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つている者を除く。）

二 外国法事務弁護士であつてその原資格国法又は指定法が当該特定外国法である者

2 略

■ 論点 2 法人の業務範囲の在り方（2）

法人の業務範囲から除外すべき業務の有無，弁護士の関与を求めるべき業務の有無について，どのように考えるか。

問題の所在

我が国の国益上又は公益上，外国法事務弁護士に取り扱わせることが相当でない業務については，外国法事務弁護士の業務範囲から除外されている（外弁法第3条第1項ただし書，第5条1項ただし書，第5条の2第1項ただし書）。また，外国法事務弁護士が取り扱うことのできる業務であっても，その性質上，我が国の法令又は風俗慣習を熟知していない外国法事務弁護士のみによって処理させることが相当でないものについては，弁護士との共同遂行等が必要とされている（外弁法第3条第2項，第5条第2項，第5条の2第2項）。

そこで，外国法事務弁護士のみが社員となる法人においても，これらの業務については，その業務範囲から除外し，又は弁護士との共同遂行等を必要とすべきではないかが問題となる。

考え方

- 我が国の国益上又は公益上，外国法事務弁護士に取り扱わせることが相当でない業務については，法人の業務範囲から除外すべきであるとの考え方があるが，どうか。
- また，外国法事務弁護士のみによって処理させることが相当でない業務については，法人の業務範囲には含まれるものの，弁護士との共同遂行等を必要とすべきであるとの考え方があるが，どうか。

（理由）

- ① 外国法事務弁護士のみが社員となり，法人業務を遂行することにかんがみれば，法人についても，外国法事務弁護士の業務範囲に関する上述の規制の趣旨が妥当する。

- ② 仮に、これらの業務について、法人の業務範囲に含まれ、又は弁護士との共同遂行等が不要であるとする、外国法事務弁護士が法人を設立して社員となり、これらの業務を法人業務として遂行することにより、上述の規制を設けた趣旨を容易に潜脱することが可能となる。

《 参 照 条 文 》

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号）

（職務）

第三条 外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

- 一 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成
- 二 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐
- 三 原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明
- 四 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達
- 五 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号の公正証書の作成嘱託の代理
- 六 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。以下この条において同じ。）の作成

2 外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であつても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

- 一 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、前項第六号の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成

二 親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

三 国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

(指定法に関する法律事務)

第五条 外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十六条第一項の規定による指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

2 第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により指定法に関する法律事務を行う場合について準用する。

(指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務)

第五条の二 外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務（当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下この条及び第六十三条第四号において「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

一・二 略

2 第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により当該特定外国法に関する法律事務を行う場合について準用する。

■ 論点 3 法人の業務執行権の在り方

業務執行権の所在について、社員である個々の外国法事務弁護士の業務範囲との関連性をどのように考えるか。

問題の所在

- 論点 1（法人の業務範囲の在り方（1））において、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず、外国法に関する法律事務全般を取扱い業務とすべきであるとの考え方（B 案）を採用した場合、社員である外国法事務弁護士すべての者にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務については、どの社員においても当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保されていないこととなるが、このような場合、どの社員に業務執行権限を付与すべきかが問題となる。
【配布資料 A，B 参照】
- また、論点 1（法人の業務範囲の在り方（1））において、A 案、B 案のいずれの考え方を採用した場合であっても、ある社員にとっては原資格国法又は指定法に関する法律事務に相当する業務であり、当該法に関する知識・能力が制度的に担保されていると認められるが、他方、別の社員にとっては第三国法に関する法律事務に相当する業務であり、当該法に関する知識・能力が制度的に担保されているとは認められないような場合について、どの社員に業務執行権限を付与すべきかが問題となる。
【配布資料 B 参照】

考え方

○ 論点 1 の A 案（限定説）を採用した場合の考え方

受任案件ごとに、当該案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員（外国法事務弁護士）に業務執行権限を付与すべきであるとの考え方があるが、どうか。

（理由）

法人業務の適正な遂行を確保する観点から、法人の業務範

囲について、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務に限定すべきであるとの考え方を採用するのであれば、受任案件ごとに、当該案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員（外国法事務弁護士）に業務執行権限を付与すべきであるとの考え方を採用するのが論理的に一貫する。

○論点 1 の B 案（非限定説）を採用した場合の考え方

業務執行権限の所在については、次のような考え方があるが、どのように考えるべきか。

◇ A 案

受任案件について、当該案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員（外国法事務弁護士）が存する場合には、当該社員に業務執行権限を付与すべきであるが、他方、そのような社員（外国法事務弁護士）が存しない場合（社員である外国法事務弁護士すべての者にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務である場合）には、すべての社員に業務執行権限を付与したうえ、法人に対し、当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じるべきであるとの考え方

（理由）

- ① 社員である外国法事務弁護士すべての者にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務については、いずれの社員においても当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保されていないことを理由として業務執行権限を付与することが相当でないとする、当該業務を執行する社員が存在しないこととなり、不合理である。他方、この場合、いずれかの社員に業務執行権限を付与する合理的基準も見出し難い。

そもそも、法人の社員資格を外国法事務弁護士に付与する趣旨は、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする法人の業務遂行の適正を担保する点にある。そうだとすると、法人に対し、第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を得ることを義務付けるなどの措置を講じることにより、法人業務の適正な遂行を担保することが可能である。また、外国法事務弁護士は、第三国法に関する知識・能力が制度

的に担保された一定の者から書面による助言を得ることにより、当該第三国法に関する法律事務を「自らの業務」として取り扱うことができることとされているのであるから（外弁法第5条の2第1項本文）、法律事務の取扱いが禁止される無資格者が社員として法人業務を遂行する場合と同様に評価することは相当でない。

- ② 他方、ある社員にとっては原資格国法又は指定法に関する法律事務に相当する業務であるが、別の社員にとっては第三国法に関する法律事務に相当する業務である場合については、受任案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員が存するのであるから、法人業務の適正な遂行を確保する観点からは、当該社員に業務執行権限を付与することが望ましい。このような場合についてまで、原資格国法又は指定法としない（第三国法に該当する）社員に業務執行権限を付与する必要性があるのか、疑問である。

◇ B 案

社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず、すべての社員に業務執行権限を付与したうえ、業務執行社員にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務については、法人に対し、当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じるべきであるとの考え方

（理由）

- ① A 案の理由①と同じ。
- ② A 案の理由②のとおり、確かに、ある社員にとっては原資格国法又は指定法に関する法律事務に相当する業務であるが、別の社員にとっては第三国法に関する法律事務に相当する業務である場合については、法人業務の適正な遂行を確保する観点からは、前者に業務執行権限を付与することとするのが望ましいようにも思われる。
- しかし、すべての社員にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務である場合（A 案の理由①の場合）と比較すると、いずれの場合においても、ある社員にとっては第三国法に関する法律事務に相当する業務であることに変わりがないのに、その案件の全部又は主要な部

分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする他の社員が存在するか否かという偶然の事情により、業務執行権限が付与されたりされなかったりという結論をもたらすこととなり、不合理である。

また、このような場合についても、法人に対して、第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じることにより、法人業務の適正な遂行を確保することが可能であり、その理由は、A案の理由①と同様である。にもかかわらず、このような場合について業務執行権限を付与しないこととするA案は、論理の一貫性を欠く。

《参照条文》

○弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（業務の執行）

第三十条の十二 弁護士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号）

（職務）

第三条 外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

一～六 略

2 略

（職務外の法律事務の取扱いの禁止）

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

（指定法に関する法律事務）

第五条 外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十六条第一項の規定による指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を

行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

2 略

(指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務)

第五条の二 外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務（当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下この条及び第六十三条第四号において「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

- 一 当該特定外国法に係る特定外国における外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。）
- 二 外国法事務弁護士であつてその原資格国法又は指定法が当該特定外国法である者

2 略

■ 論点 4 社員の法人債権者に対する責任の在り方

社員の法人債権者に対する責任について、社員の業務執行権限との関係をどのように考えるか。

問題の所在

弁護士法人においては、社員である各弁護士は、原則として、法人債権者に対し、直接無限連帯責任を負うこととされている（弁護士法第30条の15）。

論点1（法人の業務範囲の在り方（1））において、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず、外国法に関する法律事務全般を取扱い業務とすべきであるとの考え方（B案）を採用したうえ、論点3（法人の業務執行権の在り方）において、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず、すべての社員に業務執行権限を付与すべきであるとの考え方（論点1のB案を採用した場合の考え方のB案）を採用した場合においては、弁護士法人の場合と同様に、社員である外国法事務弁護士は、すべて、法人債権者に対し、直接無限連帯責任を負うこととするのが相当である。

他方、①論点1（法人の業務範囲の在り方（1））において、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務に限定すべきであるとの考え方（A案）を採用したうえ、論点3（法人の業務執行権の在り方）において、受任案件ごとに、当該案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員（外国法事務弁護士）に業務執行権限を付与すべきであるとの考え方（論点1のA案を採用した場合の考え方）を採用した場合、又は②論点1（法人の業務範囲の在り方（1））において、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず、外国法に関する法律事務全般を取扱い業務とすべきであるとの考え方（B案）を採用したうえ、論点3（法人の業務執行権の在り方）において、受任案件について、当該案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国又は指定法とする社員（外国法事務弁護士）が存する場合には、当該社員に業務執行権限を付与すべきであるが、他方、そのような社員（外国法事務弁護士）が存しない場合（社員である外国法事務弁護士すべての者にとって

第三国法に関する法律事務に相当する業務である場合）には、すべての社員に業務執行権限を付与すべきであるとの考え方（論点 1 の B 案を採用した場合の考え方の A 案）を採用した場合においては、それぞれ、業務執行権限が付与された社員については、法人債権者に対し、直接無限連帯責任を負うこととするのが相当である一方で、業務執行権限が付与されない社員については、①権限がないのに責任を負わせることは不合理でないか、②権限がないのに責任を負わせることとすると、権限外の業務に関する業務執行に事実上関与する誘引を与えることになりはしないか、といった観点から、法人債権者に対する責任の在り方を更に検討する必要がある、というのがここでの問題である。

《 参 照 条 文 》

○弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（社員の責任）

第三十条の十五 弁護士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 弁護士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第六項又は第七項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。）において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務をその弁護士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前項の場合において、指定事件に関し依頼者に生じた債権に基づく弁護士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、同項と同様とする。

6 第四項の場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、

指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。弁護士法人を脱退した後も同様とする。

- 7 会社法第六百十二条の規定は、弁護士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務については、この限りでない。

■ 論点 5 法人の事務所に対する規制の在り方（１）

法人が複数の事務所を設置することが許容されるとして、各事務所における適正な業務遂行を確保するための方策について、どのように考えるか。

問題の所在

- 弁護士法人は、複数の法律事務所を設置することが許容される一方で、その法律事務所に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員（弁護士）を常駐させなければならないこととされている（弁護士法第30条の17本文）。

そこで、外国法事務弁護士のみが社員となる法人について、弁護士法人の場合と同様に、複数の事務所を設置することを許容することとしても（外弁法第45条第5項参照）、各事務所における適正な業務遂行を確保する観点から、その事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員（外国法事務弁護士）の常駐を義務付けることとするかが問題となる。

- また、社員の常駐を義務付けることとしても、受任案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員が常駐していない場合（受任案件が常駐社員である外国法事務弁護士にとって第三国法に関する法律事務に相当する場合）が想定される。

そこで、このような場合について、当該事務所における取扱いを許容すべきかどうか、許容するとしても、その業務遂行の適正を担保するために、いかなる措置を講じるべきかが更に問題となる。

考え方

- 法人の事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員（外国法事務弁護士）の常駐を義務付けるべきであるとの考え方があるが、どうか。

(理由)

- ① 法人に複数の事務所を設置することを許容するにしても、これを無制約に認めるときは、無資格者によって法人業務が遂行されるおそれがあるから、このような事態が生じることを防止し、法人の事務所における業務の適正な遂行を確保するためには、法人に対し、当該事務所に対する業務執行権限を有する社員である外国法事務弁護士の常駐を義務付けるのが相当である。
- ② また、法人の事務所に対する弁護士会の指導、監督の実効性を確保する観点からは、常駐を義務付ける社員である外国法事務弁護士は、当該弁護士会の会員とするのが相当である。

○ **また、上記の考え方を採用した場合において、受任案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員が常駐していないとき（受任案件が常駐社員である外国法事務弁護士にとって第三国法に関する法律事務に相当するとき）については、次のような考え方があるが、どのように考えるか。**

◇ A 案

受任案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員が常駐していない事務所においては、当該案件を取り扱うことができないこととすべきであるとの考え方

(理由)

論点 1（法人の業務範囲の在り方（1））において、法人業務の適正な遂行を確保する観点から、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務に限定すべきであるとの考え方（A案）を採用するのであれば、受任案件について、当該案件の全部又は主要な部分が適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員（外国法事務弁護士）が法人に存する場合であっても、当該案件に係る業務を遂行する事務所に当該社員が常駐していないのであれば、当該事務所における業務の適正な遂行を確保する観点からは、その取扱いを禁止することとするのが論理的に一貫する。

◇ B 案

受任案件の全部又は主要な部分が適用され、又は適用され

るべき法を原資格国法又は指定法とする社員が常駐しない事務所においても、当該案件を取り扱うことができるとしたうえ、法人に対し、当該法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を得ることを義務付けるなどの措置を講じるべきであるとの考え方

(理由)

- ① 論点 1 (法人の業務範囲の在り方 (1)) において、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず、外国法に関する法律事務全般を取扱い業務とすべきであるとの考え方 (B 案) を採用するのであれば、法人の事務所に、受任案件の全部又は主要な部分が適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員 (外国法事務弁護士) が常駐しているか否かを問わず、当該案件の取扱いを許容することとするのが論理的に一貫する。
- ② もっとも、受任案件の全部又は主要な部分が適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員 (外国法事務弁護士) が常駐していない場合 (受任案件が常駐社員である外国法事務弁護士にとって第三国法に関する法律事務に相当する場合) には、当該常駐社員において当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保されているとは認められない。したがって、当該業務の適正な遂行を確保する観点から、法人に対し、当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じるのが相当である。

《参照条文》

○弁護士法 (昭和二十四年六月十日法律第二百五号)

(社員の常駐)

第三十条の十七 弁護士法人は、その法律事務所に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会

(その地域に二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人の所属弁護士会。以下この条において同じ。) の会員である社員を常駐させなければならない。ただし、従たる法律事務所につ

いては、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他の事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号）

（外国法事務弁護士の事務所）

第四十五条 略

2～4 略

5 外国法事務弁護士は、いかなる名義をもつてしても、国内に二個以上の事務所を設けることができない。

■ 論点 6 法人の事務所に対する規制の在り方（2）

法人の事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員（外国法事務弁護士）の常駐を義務付けるべきであるとの考え方を採用した場合、従たる事務所における社員（外国法事務弁護士）の常駐義務を例外的に解除することについて、どのように考えるか。

問題の所在

弁護士法人においては、従たる事務所における社員の常駐義務について、例外的に、当該事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときは、当該常駐義務が解除されることがとされている（弁護士法第30条の17ただし書）。これは、弁護士法人の従たる事務所には、いわゆる弁護士過疎地域等における公益的活動の基盤となることも期待されるため、これらの地域については、社員の常駐しない事務所であっても、これを設ける必要性が認められることから、当該事務所の所在する地域の弁護士会の許可により、例外的に社員の常駐義務が解除されることがとされたものである。

そこで、外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする法人についても、上述のような趣旨が妥当し、従たる事務所における社員の常駐義務を例外的に解除すべき場合を許容するかどうかが問題となる。

考え方

外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする法人については、従たる事務所における社員の常駐義務を例外的に解除する場合を認める必要性はないとの考え方があるが、どうか。

(理由)

- ① いわゆる弁護士過疎地域における法律サービスの需要のほとんどは、日本法に関する法律サービスであると考えられるため、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする法人についてまで、社員の常駐しない事務所を設ける必要性は認められない。
- ② 現時点においては、外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする法人について、社員の常駐義務を解除してまで従たる事務所の設置を許容しなければならない合理的理由は見当たらない。

《参照条文》

○弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（社員の常駐）

第三十条の十七 弁護士法人は、その法律事務所に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会

（その地域に二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人の所属弁護士会。以下この条において同じ。）の会員である社員を常駐させなければならない。ただし、従たる法律事務所については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他の事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。

■ 論点 7 弁護士雇用、外国法共同事業の在り方

法人が、弁護士を雇用することの許否、弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行うことの許否について、どのように考えるか。

問題の所在

外国法事務弁護士は、弁護士を雇用すること及び弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）との間で外国法共同事業を行うことがそれぞれ許容されている一方で、外国法事務弁護士が雇用形態等を利用して日本法に関する法律事務に介入するおそれを防止する観点から、外国法事務弁護士及び被用者である弁護士に対して行為規制が課されている（外弁法第49条、第49条の2）。また、これらの規制を実効あらしめるため、外国法事務弁護士に対し、雇用等に関する所定の事項の日本弁護士連合会への届出義務を課している（外弁法第49条の3）。

そこで、外国法事務弁護士のみが社員となる法人についても、弁護士の雇用及び弁護士等との間の外国法共同事業を許容するかどうか、許容する場合には、法人が雇用形態等を利用して日本法に関する法律事務に介入するおそれを防止するための方策として、いかなる措置を講じるべきかが問題となる。

考え方

- 弁護士を雇用すること及び弁護士等との間で外国法共同事業を行うことをそれぞれ許容すべきであるとの考え方があるが、どうか。
- また、弁護士を雇用した場合及び弁護士等との間で外国法共同事業を行う場合には、法人及び被用者である弁護士に対し、外国法事務弁護士の場合と同様の行為規制を設けるべきであるとの考え方があるが、どうか。
- さらに、これらの規制を実効あらしめるため、必要な事項を日本弁護士連合会に届け出ることを義務付けるべきであるとの考え方があるが、どうか。

- なお、法人が弁護士等との間で外国法共同事業を行う場合には、外国法共同事業の表示等を義務付けるべきであるとの考え方があるが、どうか。

(理由)

- ① 我が国の社会経済の国際化が一層進展したことに伴い、外国法及び日本法に関する包括的・総合的な法律サービスに対するニーズが高まっているところ、このようなニーズに的確に対応するためには、弁護士と外国法事務弁護士とのより緊密な協働・提携関係を構築する必要性が高い。
- ② 弁護士の雇用及び弁護士等との外国法共同事業については、これを許容した場合には、雇用形態等を利用して日本法に関する法律事務に介入するおそれが存することは否定し難い。
もっとも、このような弊害が発生するおそれがあるとしても、その程度は、個人の外国法事務弁護士の場合よりも、外国法事務弁護士のみが社員となる法人の場合の方が典型的に高いとは考え難い。
そうすると、このような弊害発生を防止する必要性があるとしても、これを防止するための規制手段としては、個人の外国法事務弁護士の場合との間で差異を設ける合理的理由はなく、法人及び被用者である弁護士に対する事後的な行為規制をもって足りるというべきである。
- ③ また、法人等に対する事後的な行為規制を設けるのであれば、規制の実効性を確保するため、法人に対する最終的な監督権限を有する日本弁護士連合会に対し必要な事項を届け出ることを義務付けることとするのが相当である。
- ④ なお、法人に対し、弁護士等との間で外国法共同事業を行うことを許容する場合においては、依頼者が、弁護士等と協働して法律事務を提供する旨を僭称する法人から誤って日本法に関する法律事務の提供を受けてしまうなど不測の損害を被るおそれが存することは、外国法事務弁護士個人の場合と変わりがない。また、法人が弁護士等との間で協働関係を形成し、外国法及び日本法に関する総合的・包括的な法律サービスを提供している旨を依頼者、国民に周知することは、その利便性の向上にも資する。
したがって、法人が弁護士等との間で外国法共同事業を行う場合においても、個人の外国法事務弁護士の場合（外弁法第49条の4）と同様、外国法共同事業の表示等を義務付けるなどの措置を講じることとするのが相当である。

《 参 照 条 文 》

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号）

（権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等）

第四十九条 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、自己の第三条及び第五条から第五条の三までに規定する業務の範囲を超える法律事務（以下「権限外法律事務」という。）の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士が権限外法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

3 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

（外国法共同事業における不当関与の禁止）

第四十九条の二 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

（弁護士の雇用及び外国法共同事業に係る届出）

第四十九条の三 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用しようとするとき又は外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一 当該雇用に係る弁護士の氏名及び事務所

二 当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲

- 2 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該外国法事務弁護士の登録に当該届出に係る事項で日本弁護士連合会の会則で定めるものを付記しなければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項のうち、外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項の訂正をしなければならない。
- 5 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、弁護士を雇用すること又は外国法共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。
- 6 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項を抹消しなければならない。
- 7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該雇用若しくは外国法共同事業に係る弁護士又は当該外国法共同事業に係る弁護士法人の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

(外国法共同事業の表示)

第四十九条の四 前条第一項の規定により外国法共同事業に係る届出をした外国法事務弁護士は、次条の規定によりその事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字を使用する場合を除き、その事務所の名称に、外国法共同事業を営む旨及び当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を付加しなければならない。

(外国法共同事業に係る事務所の名称の特例)

第四十九条の五 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所については、当該外国法事務弁護士が当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と事務所（弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。以下この条において同じ。）を共にし、かつ、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、その弁護士又は弁護士法人の事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第四十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これと同一の名称を使用することができる。

(外国法事務弁護士の事務所)

第四十五条 外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。

2 外国法事務弁護士の事務所の名称中には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの（以下「所属事業体」という。）の名称については、次に掲げる場合に限り、用いることができる。

- 一 当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がない場合
- 二 既に当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がある場合において、その外国法事務弁護士と事務所を共にするとき。

3～5 略

■ 論点 8 法人に対する監督の在り方

法人に対する懲戒の在り方について、どのように考えるか。

問題の所在

弁護士法人、外国法事務弁護士に対する懲戒の在り方については、配布資料Cのとおりである。

そこで、外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする法人について、その業務遂行の適正を確保するためには、監督機関である日本弁護士連合会及び弁護士会において、それぞれどのような役割を果たすべきか、特に、法人に対する懲戒の在り方をどのように考えるべきかが問題となる。

考え方

法人に対する監督権限については、日本弁護士連合会及び弁護士会が有することとし、法人に対する懲戒については、外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする特殊性にかんがみ、外国法事務弁護士に対する懲戒制度の例に準じて、日本弁護士連合会に対して懲戒権を付与するとともに、主たる事務所及び従たる事務所の所在する地域の各弁護士会に対しては、日本弁護士連合会に対する懲戒請求権を付与することとする一元的な懲戒制度を設けるべきであるとの考え方があるが、どうか。